

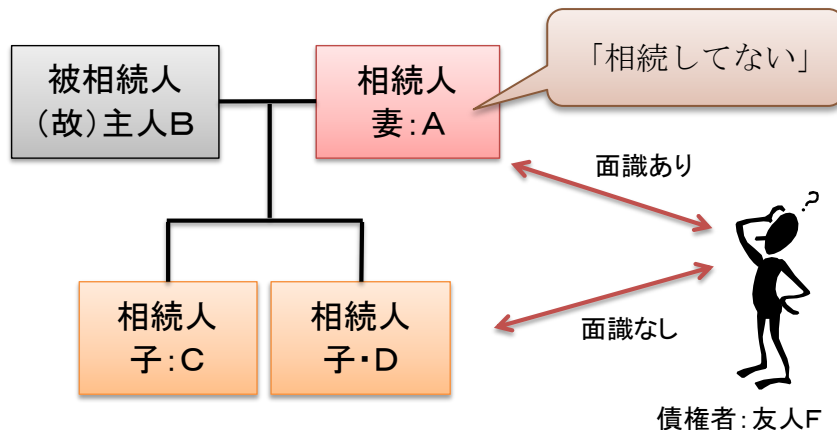


相続ゾクツとする事例のご紹介

☆☆お金を借りていた主人が亡くなったら返済は??

【事例】

Aさんの主人Bさんが急病で亡くなりました。実はBさん、生前に友人Fからお金を400万円借りていましたが、返済前に亡くなってしまったのです。そうとは知らない妻Aさんは、友人Fから400万円の返済請求がきて驚きました。Aさんは「相続していないから支払義務はないはず・・・」、友人Fは「面識あるAさんに払ってもらわないと困る」と考えています。Bの相続人としては、妻Aと子供C・Dの3名がいます。さて、支払義務は誰にあるのでしょうか？



☆☆相続放棄の方法はただひとつ

相続を放棄する場合には、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に行き、「相続放棄申述書」を提出することになります。なんと、それ以外の方法は認められていません。

妻Aは「相続していない」と言いますが、本当に相続放棄をしたのであれば、家庭裁判所から相続放棄の受理証明書が発行されているはずなのです。債権者Fが、妻Aに対しその提示を求めてくるかもしれません。

もし上記ケースで妻A、子C・Dが全員相続放棄していなければ、妻Aは200万円（400万円の1/2）、子C・Dも各100万円（同1/4）の借金を負います。

(表面の続き)

☆☆「遺産を取得しない」と「相続放棄」は別モノ

もしかすると、遺産分割協議において妻Aは何ら遺産を取得しないこととしたので、「相続していない」と言っていたのかもしれませんが。しかし、これは大きな勘違い。受け継ぐ遺産がゼロでも、家庭裁判所に対する相続放棄の申述をしなれば、相続放棄したことにならないのです。つまり、遺産を何も取得していなくても、借金についてはまわるのです。ここは要注意です。

また、被相続人が亡くなったら、「葬式費用のためにもすぐ引き出さなきゃ！」と被相続人の口座からお金を引き出すのも危険です。このように相続財産の一部でも処分してしまうと、遺産相続を認めたものとみなされます。つまり、あとで膨大な借金が見つかったとしても、相続放棄ができないのです。

☆☆今回のケースから学ぶこと

事例にあるように、妻Aは相続放棄した“つもり”になっているかもしれませんが、妻Aが相続放棄していたとしても、子C・Dが相続する場合、子C・Dは面識のない友人Fから請求を受けることになります。相続放棄は相続が生じたことを知ってから3ヶ月以内に行わなければならないため（手続きで延長することは可能です）、よくわからずそのままにしておくことも危ないのです。

このように、相続ではゾクッとする事例がありますので、事前準備が必要です。何か心配があれば、早めに石島会計にご相談下さい。

(文章：石島慎二郎)

御 挨拶

毎月発行の石島会計メモは2011年6月号より開始し、いつの間にか30号を突破していました。意外にも(?) たくさんの反響をいただき嬉しい限りです。お礼を兼ねまして、本年も恒例の石島会計カレンダーをお送り致します。

石島会計メモは、皆さまのご協力で成り立っています。来年も、楽しく明るい話題をたくさん掲載していきたいと思っておりますので、ぜひぜひ慶び溢れるお付き合いのほど、宜しく願い申し上げます。

(カレンダーは配布済)

平成25年12月

所 長 石 島 洋 一
所長代理 石 島 慎 二 郎
事務所員一同

※年末年始は12月28日(土)~1月5日(日)を休業とさせていただきます。

顧問先紹介：**株式会社トモス**

キャンドルを灯してみませんか



「キャンドル」と聞いて何を想像されますか？

お誕生日ケーキ？ウェディングキャンドル？クリスマス？

今月は、当所の顧問先 **株式会社トモス** をご紹介したいと思います。

「キャンドルにあかりをトモス」が社名の由来だそうです。

トモスでは、社長の横島憲夫(よこじまのりお)氏を中心に、「想いを伝えるあかりをつくる」をコンセプトに1つ1つ手作りしたキャンドルを、北海道富良野市にある「新富良野プリンスホテル」に隣接している、森の中のショッピングロード<ニングルテラス>の一角に「森のろうそく屋」というお店で販売をしています。



左の写真が「森のろうそく屋」の店内です。木の切り株のように見える商品、実はこれもキャンドルです。

実物を拝見すると、本物の木のようにです。

「森のろうそく屋」は作家・倉本聰氏の代表作の1つ「北の国から」の撮影場所の1つでもありました。そのほかにも「北の国から」では、トモスのキャンドルが使われていました。

また、倉本氏と親交のある横島社長は、キャンドル作りだけにとどまらず、倉本氏の依頼により舞台美術にも係わっています。



※「森のろうそく屋」のあるニングルテラスの「ニングル」とは、倉本聰氏の著書『ニングル』の作品に登場する、昔から北海道の森に住む身長15cm位の「森の知恵者」のこと。アイヌ語で「ニン」は縮む、「グル」は人の意味だそうです。

(裏面へ続く)

(表面の続き)

トモスは北海道だけではなく、東京でも活動しています。

J R原宿駅から徒歩1分の場所にアトリエを構え、そこでは手作りキャンドルの教室が定期的にかかれています。初級2時間 3,000円で、初心者でも少しずつキャンドルが作れるようになります。

興味をお持ちの方は、トモス原宿アトリエ(下記参照)の横島朝樹氏(社長の息子です)までお問い合わせください。「石島会計メモを見た」とお伝え頂けるとスムーズです。



教室でキャンドルを覚え、腕を磨いた生徒さんたちは、東京・日本橋の「ギャラリー砂翁(さおう)」にて年2回行われる展示会で販売することが可能です。

この展示会、キャンドルに実際に火が灯っていて、夕方から夜に掛けてギャラリーは幻想的な雰囲気になります。今年は、12月16日～25日まで開催されていますのでぜひご覧ください(住所は下記参照)。

なお、「ギャラリー砂翁」はトモスの経営する画廊で、上記期間以外では、絵画はもちろん、オブジェや小物など取り扱っており商品も様々です。

トモスは、東日本大震災後、東北への援助活動、東北でのキャンドルナイトの開催など、今なお被災者の応援を続けています。今後も、未来を照らす明かりを灯し続けていきたいと思ひます。



(文章:内藤久子)

トモス原宿アトリエ

東京都渋谷区神宮前 1-14-32
原宿アパートメント 307
電話番号:03-3796-0807
メール:craft@tomoscandle.co.jp
<http://www.tomoscandle.co.jp/>

(↑キャンドル教室はこちら)

ギャラリー砂翁

東京都中央区日本橋本町 1-3-1
渡辺ビル 1F/BF
電話番号:03-3271-6693
メール:saoh@jpin.co.jp
<http://www.jpin.co.jp/saoh/>

(↑展示会・画廊はこちら)

※地図は別紙をご参照ください。

<トモス原宿アトリエ>
【キャンドル教室】

東京都渋谷区神宮 1-14-32
原宿アパートメンツ 307

電話番号:03-3796-0807



<ギャラリー砂翁>
【画廊・展示会】

東京都中央区日本橋本町 1-3-1
渡辺ビル 1 F/BF

電話番号:03-3271-6693